1
第３５回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成２４年３月１９日（月） １３時２６分～１４時０５分

場 所 広島大学学士会館（２階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，郷，佃の各委員
 学内委員：浅原，坂越，土屋，岡本，越智，河本の各委員

列席者 川崎副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，相田学長補佐，三嶋学長特命補佐，
古澤副理事，飛田副理事，渡部副理事，高谷副理事，藤原副理事，青山副理事，宮地副理事，
相原副理事，東田副理事，渡邊副理事，森副理事，山口副理事，坂田副理事，三井副理事，
甲斐副図書館長，竹内学長支援グループリーダー，寺本法学部長，宜名眞経済学部長，
高田歯学部長，棚橋教育学研究科長（代理），冨岡社会科学研究科長，
高畠先端物質科学研究科長，川真田保健学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，
小林医歯薬学総合研究科長，茶山病院長，高萩評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（開会）
 浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

（議事の１）
● 平成２４年度年度計画について
（浅原学長提案・説明，別紙１）
◇ 平成24年度年度計画については，中期計画に基づく平成24年度の業務運営に関する計画として，
今年度末までに文部科学大臣に届け出ることとなっており，平成 23 年度年度計画の進捗状況を踏ま
え，平成 24 年度年度計画案を作成した。
なお，「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「Ⅴ
その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」及び別表（学部の学科，研究科
の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）のうち，経営に関する事項以外に
ついては，教育研究評議会において既に審議済みである。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり平成24年度年度計画を承認し，役員会へ付議す
ることとした。

（議事の２）
● 平成２４年度当初予算について
（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙２）
◇ 平成 24 年度当初予算については，第 33 回経営協議会（平成 23 年 11 月 25 日開催）において承認
された「平成 24 年度予算編成の基本方針について」に基づき作成している。平成 24 年度において
も，大学改革促進係数の運用による予算の削減がなされている厳しい状況であるが，教育研究に必
要な基盤的経費を確保しつつ，学内の共通財源は前年度に創設した特別事業経費に引き続き集約し，
弾力的・機動的に充当できる予算を確保した上で，限られた財源を有効に活用していくことにより，
第二期中期目標・中期計画の着実な遂行を図ることとしている。
平成 24 年度の予算総額は，運営費交付金，自己収入（学生納付金，病院収入，受託研究等収入，
寄附金収入等）に施設整備費補助金等を加えた約 761.2 億円となる。平成 23 年度補正後予算総額と
比べて約 8.0 億円の増であり，その主要な要因は，施設整備費補助金等及び病院収入の増である。

2
予算編成の主なポイントとして，①大学改革促進係数の運用による運営費交付金削減（△256,385
千円）への対応，②基盤的経費（学士課程基盤教育費，教育研究基盤経費）の確保，③経済的困窮
者が増加傾向にあることに対応するため授業料免除枠の拡大（学部・修士課程：7.3%→8.3%），④特
別事業経費への予算集約による重点事業（学長のリーダーシップによる事業実施及び全学的な教育
研究環境整備事業等）への充当（17.2 億円），⑤文部科学省特別経費（プロジェクト分，共同利用・
共同実施分等）を活用した特色ある事業の展開，⑥外部資金（受託研究・共同研究・受託事業，寄
附金，補助金等）の積極的な獲得（109.82 億円），⑦病院収入の増収を図り，地域の拠点病院とし
ての機能を強化（250.54 億円，対前年度 4.18 億円の増収見込）がある。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり平成 24 年度当初予算を承認し，役員会へ付議
することとした。

（議事の３）
● 長期借入金償還計画等について
（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙３）
◇ 法人化以前に，財政投融資資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物，設備に関する借入

3

（議事の５）
● 就業規則の改正について
（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙５）
◇ 就業規則及び関連規則の主な改正点（平成24年4月1日施行分）は，①6年制課程を卒業した薬剤師に
適用する初任給の追加，②組織改編等に伴う管理職手当，職務付加手当の整備等，③広域人事交流手
当の見直し，④永年勤続者表彰の対象に事務・技術系契約職員を追加することである。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり就業規則及び関連規則の改正を承認し，各事
業場の過半数代表者からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

（議事の６）
● 平成２３年度における外部資金獲得者等に対するインセンティブの付与について
（浅原学長提案，河本理事（財務・総務担当）説明，別紙６）
◇ 間接経費が措置される外部資金の獲得により，大学運営における財務上の貢献が特に顕著であった
と認める者等について，その獲得に対する処遇を行うことにより，本学の研究活動の一層の活性化を
図るとともに，優秀な人材の確保に資することとする。
これに伴い，「平成23年度における外部資金獲得者に対するインセンティブ付与の措置要項」を制
定し，外部資金の獲得額に応じて報奨金を支給又は研究費を配分することとする。なお，各事業場の
過半数代表からの意見聴取を行い，意見書が提出されている。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり平成 23 年度における外部資金獲得者に対する
インセンティブの付与及びこれに伴う措置要項の制定を承認し，役員会へ付議することとした。

（議事の７）
● 平成２３年度における広島大学病院診療貢献手当の措置について
（浅原学長提案，越智理事（医療担当），河本理事（財務・総務担当）説明，別紙７）
◇ 広島大学病院において，診療業務における貢献が著しい医師及び歯科医師等並びに診療活動への貢
献が著しい看護職員の処遇改善を図ること等のため，貢献手当を支給したい旨，病院長から申入れが
あった。
平成22年度の診療報酬改定に盛り込まれている勤務医の待遇改善の趣旨や昨年度支給した実績も踏
まえ検討した結果，「平成23年度における広島大学病院診療従事者に対する診療貢献手当に関する措
置要項」及び「平成23年度における広島大学病院看護職員に対する診療貢献手当に関する措置要項」
を制定し，手当を支給することとする。なお，東広島地区及び霞地区各事業場の過半数代表からの意
見聴取を行い，意見書が提出されている。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり平成23年度における広島大学病院診療貢献手当
の措置及びこれに伴う措置要項の制定について承認し，役員会へ付議することとした。

（議事の８）
● 役員の退職手当に係る業績の勘案について
（浅原学長提案・説明，別紙８）

4
◇ 役員が職員となることに伴う退職手当については，この度の役員退任に伴う退職手当は支給しな
いが，将来職員を退職する際の退職手当支給に当たり，役員在職期間における業績の勘案を行う必
要がある規定になっている。
平成 24 年 3 月 30 日限りで役員を退任する理事 1 名及び平成 24 年 3 月 31 日限りで役員を退任す
る理事 2 名の退職手当に係る役員の在職期間に対する業績勘案率は，それぞれ基本の「100/100」と
する。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案どおり各退任理事の業績勘案率は基本の「100/100」と
することを承認した。

（報告の１）
● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について
（浅原学長報告，資料１）
◇ 広島大学経営協議会（第 11 回～第 34 回）において学外委員から指摘のあった事項に対する本学
の対応状況について，資料により報告があった。

以 上